

平成24年度第2回川崎市地域福祉計画推進検討会議 摘録

1 開催日時 平成25年3月22日（金） 10時30分から11時45分まで

2 開催場所 川崎市役所第4庁舎 第5会議室

3 出欠

- (1) 出席委員 19人
- (2) 欠席委員 1人
- (3) 事務局 4人

4 開会

5 地域福祉部長あいさつ

6 委員長あいさつ

7 議事

(1) 平成24年度事業の取り組みについて

<事務局から、資料1について説明>

委員：5ページの災害時要援護者避難支援制度だが、実際の運用内容が決まっていない、自治会によって対応にかなり差がある。各自治会を動かすには、何らかの補助金が必要でないか。問題となっている個人情報保護法も、命にかかるような災害の場合には、関係ない。弁護士会が提言しているガイドラインもあるので、研修会を開くなどして行政の認識も新たにもらいたい。

事務局：災害時要援護者避難支援制度で、自主防災組織に個人情報の提供に同意をいただいている方が、現在、市内で6,000人弱いる。登録された方には、初回訪問の際に、実際の避難や安否確認の支援の方法について確認している。基本は、地域での共助だが、情報が不十分だというご指摘を受けて、行政が支援を行っている。委員からご指摘がありました、支援のあり方や個人情報提供の拡大ですが、効果的な支援を模索しながら行っている現状がある。また、自主防災組織には、危機管理部門から補助を行っていて、活動の支援に充てている。

委員：川崎市は手上げ方式で行っている。横浜市は条例化しているようだが。

事務局：横浜市では、従来の防災条例に1項を加えて、手下げ方式も導入している。従来の手上げ方式に加えて、ダイレクトメールを送り、拒否の意思表示をさ

れなかつた方は登録している。しかし、地域で温度差はあり、積極的な地域とそうでないところがあるようだ。

委員：地域や町内会長間で温度差があるのは、確かに、民生委員が自主防災組織に加わっていない地域や、逆に民生委員が主力となっている地域と、さまざまである。組織のなかでも、町内会未加入の人の支援はいやだ、という人もいる。民生委員の間では、個票ももらえるようになったので、次回改選までには、支援者マップを作成しようとしている。

委員：かつて、民生委員は「災害時一人も見逃さない運動」で支援者マップを作成した。行政も個々の課で、似たような事業を別々に行っていてもったいない気がする。行政の制度と、たとえば民生委員の活動がうまくマッチングできれば良いと思う。

委員長：地域の取り組みには工夫が必要だと思う。新潟市の中学生の防災教育の例だが、町内会ごとに中学生の支援組織を作っている。平日の日中は地域に人がいないので、中学生は大きな戦力になる。登下校時に異変に気づくこともある。

委員：4ページの介護人材育成雇用事業だが、受講者は何人くらいいたのか。

事務局：結果として59名の新規雇用者を得たが、受講者については把握していない。

委員：13ページの障害者支援制度実施事業だが、障害者施設で虐待防止法をまもっているかどうか、あるいは職員のパワハラが行われていないか、問題に対してどのような対策を取ったか等、事業者の評価をきちんと公表すべきだと思う。

委員長：虐待防止は法律で義務付けられている。あとは、市の指導監査に反映されているはずだ。

委員：虐待防止法もできたばかりで、古い職員の中にはわからない人もいると思う。目に見えるような形での市の対応が必要だ。

委員：障害者生活支援センターの運営主体は？職員が1名ないし2名あるが、社会福祉法人に委託しているとするなら、3障害に対応しているはずだが、社会福祉士、看護師等常駐していなければ具体的な支援ができないのではないか。再編整備することだが、人員の確保は可能なのか。

事務局：現在の35か所の施設は全て、NPO法人や社会福祉法人に委託しております。

川崎市の研修を受講した相談支援員を現在の46名から63名に増員し、各区に基幹型施設と地域型施設を均質に再編することが目的です。現状、2名の相談支援専門員のところが、基幹型になると主任相談支援専門員、医療系相談員を加え4名体制になる、と聞いているが、専門性の確保や実効性の担保については所管課に確認します。

委員長：1，2ページに成年後見制度があるが、未成年後見制度もよく考えていかなければならぬ問題だ。虐待で親権停止中に子供に後見人をつける制度だが、子供なので後見人報酬を払えないのだが、来年度から横浜市では補助を行うようだ。また、その子供が何か犯罪を犯したときに、後見人が損害賠償請求を起こされる。国は保険加入を勧めているが、行政の整備が必要だ。病気治療の同意の問題もある。未成年後見人はなかなか手がないのが実情だ。

(2) 第3回地域福祉実態調査について

<事務局から説明>

委員：実態調査は市で行ったのか。周りであまり話題にならなかつたが。

事務局：個人を対象とした調査は各区で850の方を無作為抽出し、また、市内で地域福祉活動を行う団体を対象とした調査は506団体に調査を行いました。

(3) 川崎市地域福祉計画策定指針について

<事務局から資料3について説明>

委員：老人ホームに申し込みをするのに、行政で窓口を一本にしてほしい。

事務局：担当課に報告いたします。

委員長：この指針は、各区までおりるのか。また、新たな課題についてですが、国から個人情報保護に関する通知がいくつか出てると思うが、その辺も指針に組み込んだほうがよいのではないか。また、国の生活支援戦略で「生活困窮者対策」を数値目標入りで地域福祉計画に盛り込むように、という動きがある。

事務局：承知いたしました。動きがありましたら、関係部署と協議してまいります。

委員：働くおかあさんとか、若い人の応援も大事。保育園待機児童の問題や発達障害児の問題も入れてほしい。

委員長：具体的項目は策定の中で出てくると思う。

(4) 今後の予定

<事務局から説明>

8 その他

事務局：次回推進検討会議は8月を予定しております。新年度は、別途、策定会議を設置し、新計画に本日の意見も反映させてまいります。

以上